



スカパーJSAT

# Vドライブ110サービス 契約約款

第3版  
(平成19年8月)

スカパーJSAT株式会社

## Vドライブ110サービス契約約款 目次

第1章 総 則 .....	1
第1条（約款の適用） .....	1
第2条（約款の変更） .....	1
第3条（用語の定義） .....	1
第2章 Vドライブ110サービスの内容等 .....	3
第4条（利用契約の種別） .....	3
第5条（サービスの品目） .....	3
第6条（指定事項） .....	3
第7条（付加機能） .....	3
第8条（サービス提供区域） .....	3
第9条（使用する周波数） .....	3
第10条（使用する人工衛星） .....	4
第11条（使用する地球局） .....	4
第12条（受信専用設備の据付け等） .....	4
第3章 契約 .....	5
第1節 利用申込及び利用契約の締結 .....	5
第13条（契約の単位等） .....	5
第14条（利用期間） .....	5
第15条（利用申込方法） .....	5
第16条（利用開始予定日） .....	5
第17条（サービスイン判定のための受信専用設備） .....	6
第18条（利用申込の承諾） .....	6
第2節 利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求 .....	6
第19条（種別の変更等の請求） .....	6
第20条（品目の変更等の請求） .....	6
第21条（利用開始予定日の変更の請求） .....	7
第22条（利用期間の変更の請求） .....	7
第23条（伝送速度の変更の請求） .....	7
第24条（PIDの数の変更） .....	7
第25条（受信専用設備の変更の請求） .....	7
第26条（変更の請求に対する承諾） .....	7
第3節 当社が行う利用契約の変更 .....	7
第27条（トランスポンダ障害等に伴う利用契約の変更） .....	7
第4節 随時利用契約の予約等 .....	8
第1款 随時利用契約の予約申込及び承諾 .....	8
第28条（利用時間） .....	8
第29条（予約申込） .....	8
第30条（利用開始予定時刻等） .....	8
第31条（予約申込の承諾） .....	8
第32条（延長オプション） .....	9
第2款 随時利用契約者が行う予約の変更 .....	9
第33条（予約等の取消しの請求） .....	9
第34条（予約事項の変更の請求） .....	9

第35条（予約事項等変更の請求に対する承諾）	10
第36条（延長オプションの実行等）	10
第5節 Vドライブ110サービスの利用開始日及び利用開始時刻等	10
第37条（地球局等の運用開始日）	10
第38条（Vドライブ110サービスの利用開始日）	10
第39条（Vドライブ110サービスの利用開始時刻）	10
第6節 権利の譲渡	10
第40条（利用契約に基づく権利の譲渡の禁止）	10
第41条（利用契約者の地位の承継）	11
第42条（利用契約者の氏名等の変更）	11
第7節 利用契約の解除	11
第43条（当社が行う利用契約の解除）	11
第44条（利用契約者が行う利用契約の解除）	11
第4章 Vドライブ110サービスの提供の中止及び停止等	12
第45条（サービスの提供の中止）	12
第46条（サービスの提供の停止）	12
第47条（サービスの提供の休止）	12
第5章 他社回線との接続	13
第48条（他社回線の接続の請求）	13
第49条（他社回線の接続の請求の承諾等）	13
第6章 回線の利用の制限	14
第50条（回線の利用の制限）	14
第7章 料金等	15
第1節 料金	15
第51条（料金）	15
第2節 料金等の支払義務	15
第52条（初期登録料の支払義務）	15
第53条（PID登録作業料の支払義務）	15
第54条（ID登録作業料の支払義務）	15
第55条（基本料の支払義務）	15
第56条（回線利用料等の支払義務）	15
第57条（延長オプション料）	15
第58条（プラットフォーム利用料）	15
第59条（付加機能料及びシステム構築費の支払義務）	16
第60条（支払いを要しない料金）	16
第61条（解除料の支払義務）	17
第62条（料金等の支払期日）	19
第3節 料金の計算	20
第63条（料金の計算方法）	20
第64条（回線利用料の日割等）	20
第4節 割増金及び延滞利息	20
第65条（割増金）	20
第66条（延滞利息）	20
第8章 保守	21
第67条（当社の維持責任）	21

第68条（利用契約者の切分責任）	21
第69条（利用回線の修理又は復旧の順位）	22
第9章 損害賠償	23
第70条（責任の範囲）	23
第71条（免責）	23
第10章 その他の提供条件	24
第72条（通信の秘密保護）	24
第73条（スマートカードの配布等）	24
第74条（電波干渉対策に要する工事等）	24
第75条（他人に利用させる場合の利用契約者の義務）	25
第76条（電話回線等の提供）	25
第77条（受信専用設備の設置場所の提供）	25
第78条（電気の供給）	25
第79条（資料の提出）	25
第80条（IPアドレス数）	25
第81条（技術資料の閲覧）	25
別表1 トランスポンダ技術仕様	26

## 第1章 総 則

### 第1条（約款の適用）

当社が提供するVドライブ110サービスは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)、電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)その他の法令の規定によるほか、このVドライブ110サービス契約約款(以下「約款」といいます。)並びに当社が別に定めるVドライブ110サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に基づいて提供します。

### 第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

### 第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 Vドライブ110サービス	NOCまたはSKGと受信専用設備の間に人工衛星を介し電気通信回線を設定し、NOCから送信され受信専用設備により受信される通信について提供する電気通信サービス
4 人工衛星	Vドライブ110サービスを提供するための人工衛星
5 トランスポンダ	人工衛星に搭載された電波中継器で、Vドライブ110サービスを提供するためのトランスポンダ
6 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
7 無線局	電波法に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。但し、受信のみを目的とするものは除きます。
8 人工衛星局	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。）に規定される人工衛星に開設する無線局
9 地球局	電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため地表に開設する無線局
10 NOC	ネットワーク・オペレーション・センター。当社が、設置し運用するVドライブ110サービスの提供に係る地球局。尚、NOCの責任分界については、当社が別に定める技術資料に定めません。
11 SKG	スーパーバード小山台ゲートウェイ。当社が設置し運用するVドライブ110サービスの提供に係る中継センター。尚、SKGの責任分界については、当社が別に定める技術資料に定めません。
12 PID	パケットID。映像、音声、データを区別する為のもの。
13 Vドライブ110サービスに係る電気通信設備	当社が設置するVドライブ110サービスの提供に係る電気通信設備で、トランスポンダ、NOC及びSKGをいいます。
14 スマートカード	Smart Card。傍受を防止するために暗号化された利用

	契約者の映像信号等の解読に必要な情報を記憶させた半導体集積回路を搭載したカード
15 受信専用設備	Vドライブ110サービスの提供に係る、受信のみを目的とする無線設備で、アンテナからスマートカードを挿入した衛星通信制御装置にいたる設備（ベースバンド信号の復調機を含む）及び専らこれらの設備に使用される付属設備
16 端末設備	利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準じる区域を含みます。）又は同一の建物内であるもの
17 自営端末設備	利用契約者が設置する端末設備
18 トランスポンダの使用不能	トランスポンダが、別表1（トランスポンダ技術仕様）に定める仕様を維持できなくなった状態をいいます。
19 利用契約	Vドライブ110サービスを利用するための利用契約
20 利用申込	利用契約の申込み
21 利用申込者	利用申込をした者
22 利用契約者	当社と利用契約を締結している者
23 終日利用契約者	当社と終日利用契約を締結しているもの
24 随時利用契約者	当社と随時利用契約を締結しているもの
25 利用回線	利用契約に基づいて設置される電気通信回線
26 アップリンク	地球局から人工衛星局へ無線伝送する回線
27 ダウンリンク	人工衛星局から地球局又は受信専用設備へ無線伝送する回線
28 Kuバンド	当社が提供するVドライブ110サービスに使用する周波数帯域であって、アップリンクにおいては14.000GHzから14.480GHzまで、ダウンリンクにおいては12.270GHzから12.750GHzまでの各帯域
29 警察機関	警察法（昭和29年法律第162号）による警察庁又は都道府県警察の機関（海上保安庁の機関を含みます。）
30 消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
31 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること （2）発行部数が1の題号について8,000部以上であること
32 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
33 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（31欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社
34 トランスポートストリーム	ISO13818-1に定めるものであって、Vドライブ110サービスを構成する1つまたは複数のコンテンツから成るデータ列
35 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 Vドライブ110サービスの内容等

### 第4条（利用契約の種別）

専用契約には、次の種別があります。

- （1）終日利用契約
- （2）随時利用契約

### 第5条（サービスの品目）

Vドライブ110サービスには、次の品目があります。

品目		内容	当社と利用契約者のVドライブ110サービスに係る責任分界点
IP型	茨城アクセス	次条（指定事項）で指定する伝送速度を最大伝送速度として保証し、終日もしくは随時利用可能なもの	当社がNOC内に設置するIPゲートウェイに接続するHUB設備の入力端とします。
TS型	東京アクセス		当社がSKG内に設置する多重化装置の入力端とします。
	茨城アクセス		当社がNOC内に設置する多重化装置の入力端とします。

### 第6条（指定事項）

Vドライブ110サービスの利用にあたっては、利用契約者に、次の表の指定事項を指定していただきます。

指定項目	内 容
伝送速度	NOC内の多重化装置出力端において、トランスポートストリーム内に占める情報速度であり、別に定める料金表に規定する範囲で指定していただきます。
PID数	利用するPIDの数を指定していただきます。 利用するPID数の上限は1契約あたり12とします。
受信対象局	Vドライブ110サービスを利用する受信専用設備を指定していただきます。

### 第7条（付加機能）

Vドライブ110サービスの利用にあたっては、料金表の規定による付加機能を提供します。

### 第8条（サービス提供区域）

Vドライブ110サービスの提供区域は、日本全国とします。

### 第9条（使用する周波数）

- 1 当社は、Vドライブ110サービスを当社が指定する周波数により提供します。
- 2 当社は、前項の当社が指定する周波数を変更する場合は、あらかじめ利用契約者にその

旨を書面にて通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第10条（使用する人工衛星）

- 1 当社は、Vドライブ110サービスを当社が指定する人工衛星により提供します。
- 2 当社は、前項の当社が指定する人工衛星を変更する場合は、あらかじめ利用契約者にその旨を書面にて通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第11条（使用する地球局）

- 1 当社は、Vドライブ110サービスを当社が指定するNOCにより提供します。
- 2 当社は、前項で指定したNOCを変更する場合は、あらかじめ利用契約者にその旨を書面にて通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第12条（受信専用設備の据付け等）

- 1 当社は、利用契約者が指定する場所内の地点に設置された受信専用設備を利用回線的一端とします。
- 2 利用契約者は、受信専用設備について、利用契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。その受信専用設備の仕様の決定にあたっては、利用契約者は、事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則並びに当社が別に定める技術条件を遵守していただきます。
- 3 利用契約者は、受信専用設備について、別に定める事項を条件とする設備契約を当社と締結していただきます。
- 4 受信専用設備を追加、変更、取換え又は移転するときは、その追加、変更、取換え又は移転に係る受信専用設備についても前3項を適用します。

## 第3章 契約

### 第1節 利用申込及び利用契約の締結

#### 第13条（契約の単位等）

- 1 当社は、終日利用契約については、指定されたサービス品目等に基づきVドライブ110サービスを提供します。
- 2 当社は、随時利用契約については、第4節（随時利用契約の予約等）の規定によりVドライブ110サービスを提供します。
- 3 1の利用契約について、利用契約者は1人とします。

#### 第14条（利用期間）

- 1 終日利用契約に係る、Vドライブ110サービスを利用できる期間（以下「利用期間」といいます。）は、1年以上10年未満とします。  
ただし、当社がVドライブ110サービスを提供するために使用する電気通信設備が提供可能であると当社が認めた場合には、10年を超える期間を設定することができます。
- 2 終日利用契約の利用期間の起算日は、第38条（Vドライブ110サービスの利用開始日）に規定する利用開始日とします。Vドライブ110サービスの利用の終了日（以下、「利用期間終了日」といいます。）は、Vドライブ110サービスの利用開始日から利用期間が満了する日とします。
- 3 随時利用契約の利用期間の起算日は、第38条（Vドライブ110サービスの利用開始日）に規定する利用開始日とします。Vドライブ110の利用の終了日（以下、「利用期間終了日」といいます。）は、Vドライブサービスの利用契約を解除する日とします。

#### 第15条（利用申込方法）

- 1 終日利用契約に係る利用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定のVドライブ110サービス利用申込書を当社に提出していただきます。
  - （1）サービスの品目
  - （2）伝送速度
  - （3）PID数
  - （4）利用開始希望日及び利用期間
  - （5）受信専用設備の設置予定場所及び据付け完了予定日
  - （6）その他利用申込の内容を特定するための事項
- 2 随時利用契約に係る利用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定のVドライブ110サービス利用申込書を当社に提出していただきます。
  - （1）サービスの品目
  - （2）PID数
  - （3）利用開始希望日
  - （4）受信専用設備の設置予定場所及び据付け完了予定日
  - （5）その他利用申込の内容を特定するための事項

#### 第16条（利用開始予定日）

- 1 前条（利用申込方法）による利用開始希望日を基準に利用申込者と協議のうえ、Vドライブ110サービスの利用開始予定日（以下「利用開始予定日」といいます。）を定めます。
- 2 前項の利用開始予定日は、利用申込の日から12か月が経過した日を超えない日としていただきます。

#### 第17条（サービスイン判定のための受信専用設備）

当社は、第38条（Vドライブ110サービスの利用開始日）の規定に基づくVドライブ110サービスの利用開始日の判定の基準に用いる受信専用設備（以下「サービスイン判定端末」といいます。）を利用申込者と協議の上定めます。

#### 第18条（利用申込の承諾）

- 1 当社は、終日利用契約に係る利用申込があったときは、受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用契約書の締結をもって承諾します。
  - （1）サービスの品目
  - （2）伝送速度
  - （3）PID数
  - （4）利用開始予定日及び利用期間
  - （5）受信専用設備の設置予定場所及び据付け完了予定日
  - （6）サービスイン判定端末
  - （7）その他利用契約の内容を特定するための事項
- 2 当社は、随時利用契約に係る利用申込があったときは、受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用契約書の締結をもって承諾します。
  - （1）サービスの品目
  - （2）PID数
  - （3）利用開始予定日
  - （4）受信専用設備の設置予定場所及び据付け完了予定日
  - （5）サービスイン判定端末
  - （6）その他利用契約の内容を特定するための事項
- 3 当社は前2項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、利用申込を承諾しないことがあります。
  - （1）Vドライブ110サービスに係る電気通信設備が無いとき、又はVドライブ110サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
  - （2）申込のあった利用開始希望日にVドライブ110サービスの提供の開始ができないとき。
  - （3）利用申込者がVドライブ110サービスの料金及びその他の債務（この約款の規定により支払を要することとなったVドライブ110サービスの料金以外の債務を言います。以下この約款において同じとします。）のいずれかの支払いを過去に怠り、若しくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - （4）申込のあったVドライブ110サービスを提供することによって、当社が電波法、放送法（昭和25年法律第132号。以下「放送法」といいます。）及び電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号。以下「電気通信役務利用放送法」といいます。）に規定する放送を行うこととなるとき。
  - （5）その他Vドライブ110サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

### 第2節 利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求

#### 第19条（種別の変更等の請求）

利用契約者は、Vドライブ110サービスの種別の変更の請求はできません。

#### 第20条（品目の変更等の請求）

利用契約者は、Vドライブ110サービスの品目の変更の請求ができます。

#### 第21条（利用開始予定日の変更の請求）

利用契約者は、利用開始予定日の変更の請求ができます。ただし、利用開始予定日の延期については、変更後の利用開始予定日を利用契約に定めた当初の利用開始予定日から60日を超えない日としていただきます。

#### 第22条（利用期間の変更の請求）

1 終日利用契約者は、利用期間の延長の請求ができます。

2 終日利用契約者は、利用期間の短縮の請求はできません。

ただし、前条（利用開始予定日の変更の請求）の規定に基づきVドライブ110サービスの利用開始が利用開始予定日より遅れる場合に限り、その遅延日数の期間につき利用期間の短縮の請求ができます。

3 利用期間の延長の請求は1か月以上とし、1日単位としていただきます。

4 利用期間の延長の請求は、利用期間終了日の6か月前までに行っていただきます。なお、終日利用契約者が利用期間の延長の請求を利用期間終了日の6か月前までに行わない場合は、延長の請求ができないことがあります。

#### 第23条（伝送速度の変更の請求）

終日利用契約者は、伝送速度の増加の変更の請求ができます。ただし、伝送速度の減少の請求はできません。

#### 第24条（PIDの数の変更）

利用契約者は、利用するPIDの数の変更の請求ができます。

#### 第25条（受信専用設備の変更の請求）

1 利用契約者は、受信専用設備の設置予定場所及び据付完了予定日の変更の請求ができます。

2 前項の規定にかかわらず、サービスイン判定端末の据付け完了予定日を変更することによって、利用契約に係るVドライブ110サービスの利用開始予定日にサービス提供ができなくなると当社が認めた場合は、その変更の請求はできません。

#### 第26条（変更の請求に対する承諾）

1 利用契約者は、第20条から第25条までの規定に基づく利用契約事項の変更の請求を所定の書面により当社に対して行っていただきます。

2 当社は、所定の書面による利用契約事項の変更の請求があったときは、第18条（利用申込の承諾）の規定に準じて承諾します。

### 第3節 当社が行う利用契約の変更

#### 第27条（トランスポンダ障害等に伴う利用契約の変更）

1 当社は、第9条（使用する周波数）、第10条（使用する人工衛星）、第11条（使用する地球局）の規定に基づき変更を行う場合、またはその他やむを得ない事由によりVドライブ110サービスを提供できない場合で、利用契約に定めた契約事項と異なる契約事項によりVドライブ110サービスを提供できるときは、利用契約者にその旨書面にて通知します。

2 利用契約者は、前項の規定に基づく当社からの通知を受領後、契約事項の変更を承諾できるときは、速やかにその旨を書面で通知していただきます。

3 当社は、利用契約者からの書面を受領し、変更後の提供内容が、その書面の内容と相違

ないと判断した後に利用契約を変更します。

- 4 利用契約者は、契約事項の変更を承諾できないときは、第1項の通知後30日以内にその旨を当社に書面にて通知していただきます。当社は、30日以内にその通知がないときは、利用契約者が第1項の規定に基づく契約事項の変更を承諾したものとみなします。その場合には、速やかに変更後の契約事項に従っていただきます。

#### 第4節 随時利用契約の予約等

##### 第1款 随時利用契約の予約申込及び承諾

##### 第28条（利用時間）

- 1 随時利用契約に係るVドライブ110サービスの利用時間（以下「本予約利用時間」といいます。）は、随時利用契約者がVドライブ110サービスを利用することができる連続した時間で、その本予約利用時間の指定は、10分単位とします。
- 2 本予約利用時間の起算時刻は、第39条（Vドライブ110サービスの利用開始時刻）に規定するVドライブ110サービスの利用開始時刻とします。Vドライブ110サービスの終了時刻（以下「利用終了時刻」といいます。）は、Vドライブ110サービスの利用開始時刻から本予約利用時間が満了する時刻とします。

##### 第29条（予約申込）

- 1 随時利用契約者は、随時利用契約の具体的利用にあたっては、利用時間ごとに次に掲げる事項を記載した書面（以下、「予約申込書」といいます。）を提出することにより予約申込を当社に行っていただきます。
  - （1）Vドライブ110サービスの品目
  - （2）利用開始希望時刻及び本予約利用時間
  - （3）伝送速度
  - （4）延長オプションに関する事項
  - （5）その他予約内容を特定するための事項
- 2 随時利用契約に係る予約申込は、利用開始希望時刻の24時間前までに行っていただきます。ただし、当社が取扱い上支障がないと認めるときは、この時刻を過ぎた後でも随時利用契約に係る申込を行うことができるものとします。

##### 第30条（利用開始予定時刻等）

- 1 随時利用契約においては、前条（予約申込）第1項第（2）号による利用開始希望時刻を基準にVドライブ110サービスの提供に係る電気通信設備の有無等を考慮し、当社は、随時利用契約者と協議の上、随時利用契約に係るVドライブ110サービスの利用開始予定時刻（以下「利用開始予定時刻」といいます。）を定めます。
- 2 利用開始予定時刻は、予約申込の日から起算して6か月が経過した日を超えない日としていただきます。

##### 第31条（予約申込の承諾）

- 1 当社は予約申込があったときは、受け付けた順序に従い、次に掲げる予約事項について記載した当社所定の予約確認書の発行をもって承諾します。
  - （1）Vドライブ110サービスの品目
  - （2）利用開始予定時刻及び本予約利用時間
  - （3）伝送速度
  - （4）延長利用予定時間

- (5) その他予約内容を特定するための事項
- 2 当社は前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、予約申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込のあったVドライブ110サービスを提供するために使用する電気通信設備がないとき。
  - (2) 申込のあった利用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (3) 申込のあった利用開始希望時刻にVドライブ110サービスの提供の開始ができないとき。
  - (4) 利用契約者がVドライブ110サービスの料金等その他の債務のいずれかの支払いを過去に怠り、若しくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (5) 申込のあったVドライブ110サービスを提供することによって、当社が、電波法、放送法及び電気通信役務利用放送法に規定する放送を行うこととなるとき。
  - (6) その他Vドライブ110サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

### 第32条(延長オプション)

- 1 随時利用契約者は、第28条(利用時間)に定める利用終了時刻を起算時刻として、10分単位の連続した時間で延長利用に係る仮予約ができます。(以下、「延長オプション」といいます。)
- 2 延長オプションを利用する場合、随時利用契約者は、第29条(予約申込)に基づき当社に提出いただく予約申込書に次に掲げる延長オプションに関する事項を記載していただきます。伝送速度は予約申込書に定める伝送速度と同様とします。
- (1) 延長利用希望時間
  - (2) その他延長オプションを特定するための事項
- 3 前項第1号に定める延長利用希望時間は、前条(予約申込の承諾)第1項第2号に定めた本予約利用時間を超えないこととします。

### 第2款 随時利用契約者が行う予約の変更

#### 第33条(予約等の取消しの請求)

- 1 随時利用契約者は、予約の取消しの請求ができます。
- 2 随時利用契約者は、延長オプションの取消しの請求ができます。

#### 第34条(予約事項の変更の請求)

- 1 随時利用契約者は、次に定める条件に従い、予約確認書に定める予約事項の変更の請求ができます。変更の請求は所定の書面にて行っていただきます。
- (1) 利用開始予定時刻の24時間前までに限り、利用開始予定時刻の変更の請求ができます。ただし予約確認書に定めた当初の利用開始予定時刻から前後30日間を超えない範囲とし、1回に限り請求できます。なお、利用開始予定時刻を変更した場合、当該予約の取消しはできません。
  - (2) 利用終了時刻の30分以上前までに限り、10分単位にて利用時間の延長の請求ができます。
  - (3) 利用開始予定時刻の24時間前までに限り、利用時間の短縮の請求ができます。利用時間の短縮の請求により利用時間が短縮される場合、短縮され利用されなかった時間については、前条(予約等の取消しの請求)により予約の取消しがあったものとみなします。
  - (4) 利用開始予定時刻の24時間前までに限り、伝送速度の増加の請求ができます。た

ただし、伝送速度の減少の請求はできません。

- 2 随時利用契約に係る予約事項の変更の請求の受付は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く毎日午前9時30分から午後6時までの間に限ります。ただし、予約確認書に定める利用開始予定時刻を起算時刻とする本予約利用時間についても予約事項の変更の請求を受け付けます。
- 3 延長オプションについても前2項を準用します。

#### 第35条（予約事項等変更の請求に対する承諾）

当社は前条の規定に基づいて予約事項または延長オプション事項の変更の請求があったときは、第31条（予約申込の承諾）の規定に準じて承諾します。

#### 第36条（延長オプションの実行等）

- 1 随時利用契約者は、延長オプションにより仮予約した時間帯を実際に利用する場合、延長開始時刻の直前までに当該延長オプションに係る時間帯を本予約利用時間に変更する請求を所定の書面により当社に行ってください。
- 2 当社は、前項の請求があった場合は、第31条（予約申込の承諾）の規定に準じて承諾します。なお、延長開始時刻の直前までに当該変更請求がなかった場合は、延長オプションにより仮予約した時間帯は、利用できません。
- 3 当該変更請求の受付は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く毎日午前9時30分から午後6時までの間に限ります。ただし、予約確認書に定める利用開始予定時刻を起算時刻とする本予約利用時間についても予約事項の変更の請求を受け付けます。

### 第5節 Vドライブ110サービスの利用開始日及び利用開始時刻等

#### 第37条（地球局等の運用開始日）

- 1 当社は、Vドライブ110サービスの提供に係る地球局について、電波法に基づく検査を受けます。
- 2 Vドライブ110サービスの運用開始日は、受信専用設備が受信可能となった日とします。
- 3 利用契約者は、前項の運用開始日以降でなければ、その受信専用設備を使用することはできません。

#### 第38条（Vドライブ110サービスの利用開始日）

利用契約に係るVドライブ110サービスの利用開始日は、利用契約に定めた利用開始予定日とします。

#### 第39条（Vドライブ110サービスの利用開始時刻）

随時利用契約に係るVドライブ110サービスの利用開始時刻は、予約確認書に定めた利用開始予定時刻とします。

### 第6節 権利の譲渡

#### 第40条（利用契約に基づく権利の譲渡の禁止）

利用契約者は、Vドライブ110サービスの提供を受ける権利その他利用契約に基づく権利を他に譲渡することができません。

#### 第41条（利用契約者の地位の承継）

- 1 相続、法人の合併または分割により利用契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併により設立された法人または当該事業を承継した法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

#### 第42条（利用契約者の氏名等の変更）

利用契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

### 第7節 利用契約の解除

#### 第43条（当社が行う利用契約の解除）

- 1 当社は、次のいずれかの場合には、利用契約を解除することがあります。
  - (1) 第46条（サービスの提供の停止）の規定に基づくVドライブ110サービスの提供の停止をした場合で停止期間が14日以上となったとき。
  - (2) 利用契約者が第27条（トランスポンダ障害等に伴う利用契約の変更）第4項の規定に基づき、利用契約の変更を承諾しない旨を書面により当社に通知したとき。
  - (3) Vドライブ110サービスの提供に係る電気通信設備の使用不能により、Vドライブ110サービスを提供できないとき。
- 2 当社は、前項第(1)号、(2)号の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ、利用契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(3)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
- 3 当社は、利用契約者が料金及びその他の債務のいずれかの支払いを遅滞したときでその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、Vドライブ110サービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。
- 4 当社は、第46条（サービスの提供の停止）第1項の規定に該当した場合において、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、Vドライブ110サービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって直ちに利用契約を解除することがあります。

#### 第44条（利用契約者が行う利用契約の解除）

- 1 利用契約者は、Vドライブ110サービスに係る電気通信設備の不具合により、Vドライブ110サービスを利用できない場合であって、当社がその事実を知った時刻から当社がVドライブ110サービスに係る電気通信設備の不具合を復旧し、Vドライブ110サービスの提供の再開を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上若しくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、書面による通知によって、利用契約の全部又は一部を解除することができます。
- 2 利用契約者は、前項による事由以外の事由によっても利用契約の全部又は一部を解除することができます。この場合、利用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

## 第4章 Vドライブ110サービスの提供の中止及び停止等

### 第45条（サービスの提供の中止）

- 1 当社は、次のいずれかの場合には、Vドライブ110サービスの提供を中止することがあります。
  - (1) Vドライブ110サービスに係る電気通信設備の保守上、工事上やむを得ないとき、又は予知しえない障害等による機能の停止があったとき。
  - (2) 第50条（回線の利用の制限）の規定により、Vドライブ110サービスの提供を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりVドライブ110サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を利用契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第46条（サービスの提供の停止）

- 1 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、その事実が解消されるまで、Vドライブ110サービスの提供を停止することがあります。
  - (1) 料金及びその他の債務のいずれかについて、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
  - (2) 第72条（通信の秘密保護）の規定に違反したとき。
  - (3) 受信専用設備及び自営端末設備に関して、設備契約の規定を遵守しないとき。
  - (4) 第73条（スマートカードの配布等）の規定に違反したとき。
  - (5) 第75条（他人に利用させる場合の利用契約者の義務）第2項の規定に違反した場合で、利用契約者以外の者のなす行為が前4号のいずれかに該当したとき。
- 2 当社は、利用契約者のVドライブ110サービスの利用によって、当社が電波法、放送法及び電気通信役務利用放送法に規定する放送を行うこととなるとき又は行うに至ったときは、Vドライブ110サービスの提供を停止します。
- 3 当社は、第1項の規定によりVドライブ110サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び時間を利用契約者に通知します。但し、第2項の規定による場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第47条（サービスの提供の休止）

- 1 随時利用契約者は、Vドライブ110サービスの提供の一時休止を希望する場合は、希望する休止日の1か月前までに当社に所定の書面にて通知していただきます。
- 2 当社は前項の書面に定める一時休止開始日から利用契約者に対するVドライブ110サービスの一時休止を行います。
- 3 当社は、一時休止の期間に対応する料金は請求しません。
- 4 随時利用契約は、Vドライブ110サービスの提供の一時休止を停止し、利用再開を希望する場合は、利用再開日の1か月前までに当社に所定の書面にて通知していただきます。
- 5 一時休止期間は、最長6か月間とします。一時休止期間が6か月を超える場合は、自動的に随時利用契約は解除されます。
- 6 終日利用契約者は、Vドライブ110サービスの提供の一時休止はできません。

## 第5章 他社回線との接続

### 第48条（他社回線の接続の請求）

利用契約者は、その利用回線の始端もしくは終端において、またはその始端もしくは終端に接続されている端末設備等を介して当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を相互に接続する場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

### 第49条（他社回線の接続の請求の承諾等）

当社は、前条（他社回線の接続の請求）の請求があったときは、次のことを条件として、その請求を承諾します。

- （1）接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款により、その接続が制限されないこと。
- （2）当社は、その接続された電気通信設備全体にわたる品質の保証を行わないこと。

## 第6章 回線の利用の制限

### 第50条（回線の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外の回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社等の機関
金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

## 第7章 料金等

### 第1節 料金

#### 第51条（料金）

当社が提供するVドライブ110サービスの料金は、料金表の各表に定める料金を合算したものとします。

### 第2節 料金等の支払義務

#### 第52条（初期登録料の支払義務）

利用契約者は、Vドライブ110サービスを利用する際、料金表に定める初期登録料を支払っていただきます。

#### 第53条（PID登録作業料の支払義務）

利用契約者は、PIDに係る新規登録、変更登録又は削除をおこなう際、料金表に定めるPID登録作業料を支払っていただきます。

#### 第54条（ID登録作業料の支払義務）

利用契約者は、IDに係る新規登録または変更登録をおこなう際、料金表に定めるID新規登録作業料またはID変更登録作業料を支払っていただきます。

#### 第55条（基本料の支払義務）

- 1 利用契約者は、第14条（利用期間）に規定する利用期間について、料金表に定める基本料を支払っていただきます。
- 2 利用契約者は、第46条（サービスの提供の停止）の規定に基づきVドライブ110サービスの提供を停止したときについても、その期間中の基本料を支払っていただきます。

#### 第56条（回線利用料等の支払義務）

- 1 終日利用契約者は、第14条（利用期間）に規定する利用期間について、料金表に定める回線利用料を支払っていただきます。
- 2 随時利用契約者は、予約確認書に基づきVドライブ110サービスの利用開始時刻から利用終了時刻または随時利用契約の解除により利用時間が終了した時刻までの時間について料金表に定める回線利用料を支払っていただきます。
- 3 随時利用契約者は、延長オプションの部分の本予約にした場合、当該利用時間について料金表に定める回線利用料を支払っていただきます。
- 4 利用契約者は、第46条（サービスの提供の停止）の規定に基づきVドライブ110サービスの提供を停止したときについても、その期間中の回線利用料を支払っていただきます。

#### 第57条（延長オプション料）

随時利用契約者は、延長オプションを利用する場合、料金表に定める延長オプション料を支払っていただきます。

#### 第58条（プラットフォーム利用料）

- 1 利用契約者は、Vドライブ110サービスの利用に関し、ID登録を行った月の翌月分からID登録を解除または利用契約を解除するまでの期間について料金表に定めるプラットフォーム利用料を支払っていただきます。

2 利用契約者は、第46条(サービスの提供の停止)の規定に基づきVドライブ110サービスの提供を停止したときについても、その期間中のプラットフォーム利用料を支払っていただきます。

第59条(付加機能料及びシステム構築費の支払義務)

- 1 利用契約者は、第7条(付加機能)に定める付加機能を利用した場合は、料金表に定める付加機能料を支払っていただきます。
- 2 利用契約者は、そのVドライブ110サービスの利用形態により、当社が1の利用契約者のために新たにソフトウェアの開発又はシステムの構築等を行う必要がある場合は、料金表に定めるシステム構築費を支払っていただきます。

第60条(支払いを要しない料金)

- 1 第56条(回線利用料の支払義務)に定める期間または期間において利用契約者が支払いを要しない料金を次のとおりとします。

	区別	支払いを要しない料金
1	終日利用契約において第45条(サービスの提供の中止)の規定に基づきVドライブ110サービスの全部または一部の提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して12時間以上その中止状態が連続したとき	その中止した時間に対応する回線利用料(12時間の倍数である部分に限ります。)
2	1欄に該当する場合のほか、終日利用契約において、Vドライブ110サービスに係る電気通信設備の使用不能によりVドライブ110サービスを全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。以下この条において同じとし、「サービス提供の不能」といいます。)となった場合で、そのことを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続したとき	サービス提供の不能となった時間に対応する回線利用料(12時間の倍数である部分に限ります。)
3	随時利用契約において、第45条(サービスの提供の中止)の規定に基づきVドライブ110サービスの全部または一部の提供を中止した場合で、中止した時刻から起算し、20分以上その状態が連続したとき	その中止した時間に対応する回線利用料(20分の倍数である部分に限ります。)
4	3欄に該当する場合のほか、随時利用契約において、Vドライブ110サービスに係る電気通信設備の使用不能によりVドライブ110サービスを全く利用できない状態(全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。以下この条において同じとし、「サービス提供の不能」といいます。)となった場合で、そのことを当社が知った時刻から起算して20分以上その状態が連続したとき	サービス提供の不能となった時間に対応する回線利用料(20分の倍数である部分に限ります。)

- 2 利用契約者は、第47条(サービスの提供の休止)に定める一時休止期間に対応する料金については一切の支払いを不要とします。

- 3 利用契約者は、前2項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。ただし、返還される料金に対しては利息を付しません。

第61条（解除料の支払義務）

- 1 終日利用契約者は、Vドライブ110サービスの利用開始日の前日までの日に第44条（利用契約者が行う利用契約の解除）第2項に基づき利用契約の解除を行う場合は、次の解除料を支払っていただきます。

区分	解除料
1 利用契約の解除の日が、利用開始予定日の6か月以上前の日のとき	3か月分のVドライブ110サービスの基本料と回線利用料の合計額
2 利用契約の解除の日が、利用開始予定日の6か月前に満たない日からVドライブ110サービスの利用開始日の前日までの日のとき	6か月分のVドライブ110サービスの基本料と回線利用料の合計額
備考 解除料の算定の基準となる回線利用料は、Vドライブ110サービスの利用開始予定日の属する月の回線利用料とします。	

- 2 終日利用契約者が、Vドライブ110サービスの利用開始日以降に第44条（利用契約者が行う利用契約の解除）第2項の規定に基づき利用契約を解除したときもしくは当社が第43条（当社が行う利用契約の解除）第1項（1）号、第3項もしくは第4項の規定に基づき利用契約を解除したときは、終日利用契約者は、次の解除料を支払っていただきます。

区分	解除料
1 利用契約の解除の日が、利用期間終了日の6か月以上前の日のとき	、に定める額の合計とします。 利用契約解除の日以降6か月間Vドライブ110サービスを利用したとみなした場合に支払うべきこととなる基本料と回線利用料の合計額 利用契約の解除の日から6か月を超える日以降利用期間終了日までの期間、Vドライブ110サービスを利用したとみなした場合に支払うべきこととなる基本料と回線料の合計の10%相当額
2 利用契約の解除の日が、利用期間終了日の6か月前に満たない日から利用期間終了日の前日までの日のとき	利用契約の解除の日から利用期間終了日まで継続してVドライブ110サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる基本料と回線利用料の合計額
備考 解除料の算定の基準となる回線利用料は、Vドライブ110サービスの解除の日の属する月の回線利用料とします。	

- 3 随時利用契約者が、Vドライブ110サービスの利用開始日以降に第44条（利用契約者

が行う利用契約の解除)第2項の規定に基づき利用契約を解除したときもしくは当社が第43条(当社が行う利用契約の解除)第1項(1)号、第3項もしくは第4項の規定に基づき利用契約を解除したときは、随時利用契約者は、予約確認書に定めたそれぞれの残余の利用時間に対して次の表により算出した額と予約確認書に定めた利用開始時刻が属する月の基本料相当額を合算した額を解除料として支払っていただきます。

区分	解除料の一部
1 利用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の240時間以上前のとき	予定されていた利用時間に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料の額
2 利用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前のとき	予定されていた利用時間に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料の額
3 利用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前のとき	予定されていた利用時間に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料の額
4 利用契約の解除の時刻が利用開始予定時刻の24時間未満のとき	予定されていた利用時間に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料の額
備考	
1 解除料算定に用いられる利用時間には、延長オプション申込した延長利用希望時間も含まれます。	
2 解除料算定の基準となる利用したとみなした回線利用料は、料金表第13表(回線利用料等)に定める区分Aの回線利用料を基準に算定します。	

4 随時利用契約者は、第33条(予約等の取消しの請求)の規定に基づき予約の取消または延長オプションの取消しを行うときは、次の表に定める額を取消料として支払っていただきます。

区分	取消料の一部
1 利用時間の取消の時刻が利用開始予定時刻の240時間以上前のとき	予定されていた利用時間に10%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料の額
2 利用時間の取消の時刻が利用開始予定時刻の240時間未満48時間以上前のとき	予定されていた利用時間に30%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料の額
3 利用時間の取消の時刻が利用開始予定時刻の48時間未満24時間以上前のとき	予定されていた利用時間に50%を乗じた利用相当時間について利用したとみなした場合において支払うべきこととなる回線利用料の額
4 利用時間の取消の時刻が利用開始予定時刻の24時間未満のとき	予定されていた利用時間に100%を乗じた利用相当時間について利用したとみなし

	た場合において支払うべきこととなる回線利用料の額
備考	<p>1 取消料算定に用いられる利用時間には、延長オプション申込した延長利用希望時間も含まれます。</p> <p>2 取消料算定の基準となる利用したとみなした回線利用料は、料金表第13表（回線利用料等）に定める区分Aの回線利用料を基準に算定します。</p>

- 5 前4項の解除料及び取消料の算定の基準となる基本料及び回線利用料は消費税相当額を加算しない額とします。
- 6 前5項の解除料及び取消料の算定にあたり、基本料の日割計算は行いません。
- 7 利用契約が解除された場合で、支払いを要しない料金その他の債務が当社に支払われているときは、当社はすみやかにその料金その他の債務を利用契約者に返還します。ただし、返還される料金その他の債務に対しては利息を付しません。

#### 第62条（料金等の支払期日）

- 1 利用契約者は、料金等の債務について、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 初期登録料	登録を行った月の翌月の末日
2 P I D登録作業料	作業を行った月の翌月の末日
3 I D新規登録作業料	作業を行った月の翌月の末日
4 I D変更登録作業料	作業を行った月の翌月の末日
5 基本料	Vドライブ110サービスの利用開始日の属する月から毎月、当月分として翌月の末日
6 回線利用料	Vドライブ110サービスの利用開始日の属する月から毎月、当月分として翌月の末日
7 延長オプション料	延長オプションに係る延長開始時刻が属する日の翌月の末日
8 プラットフォーム利用料	I D登録を行った月の翌月から当月分として翌月の末日
9 付加機能料	Vドライブ110サービスの付加機能を利用した月の翌月の月末
10 システム構築費	ソフトウェアの開発又はシステムの構築等を行った月の翌月の末日
11 解除料	利用契約の解除の日から14日以内の日
12 取消料	取消しを行った日の属する月の翌月の末日
13 スマートカード発行手数料	スマートカードを当社が利用契約者に発送した日の属する月の翌月末日
14 スマートカード再発行費用	スマートカードの変更により受信局管理シートに変更があった月の翌月末日
15 スマートカード紛失・破損料金	スマートカードの紛失・破損により受信局管理シートに変更があった場合は、変更があった月の翌月末日。また利用契約の解除の日から14日経過しても当社にICカードの返却がない場合は、利用契約の解除の日から30日以内の日

- 2 料金その他の債務は、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 利用契約者が国又は地方公共団体の機関である場合に、第1項に掲げる料金等の債務について、第1項に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに、当社指定の銀行口座に現金で支払っていただくことがあります。  
但し、本項の適用は、当社がそれらの機関と協議により承諾する場合に限るものとします。

### 第3節 料金の計算

#### 第63条（料金の計算方法）

当社は、利用契約者が利用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

#### 第64条（回線利用料の日割等）

- 1 当社は、次の場合が生じたときは、回線利用料をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日によりVドライブ110サービスの利用開始日が到来したとき。
  - (2) 暦月の末日以外の日によりVドライブ110サービスの利用期間終了日が到来したときまたは利用契約の解除により利用契約が終了したとき。
  - (3) 暦月の初日以外の日によりVドライブ110サービスの料金の改訂等により回線利用料の額が増加または減少したとき（この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日から適用します。）
  - (4) 第61条（支払いを要しない料金）の規定に該当するとき。
- 2 前項の規定による回線利用料の日割は、暦日数により行います。
- 3 回線利用料以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2項の規定に準じて日割します。
- 4 基本料及びプラットフォーム利用料については、日割計算は行いません。

### 第4節 割増金及び延滞利息

#### 第65条（割増金）

利用契約者は、料金及びその他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

#### 第66条（延滞利息）

利用契約者は、料金及びその他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5パーセントの割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

## 第8章 保守

### 第67条（当社の維持責任）

当社は、Vドライブ110サービスに係る電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年総務省令第30号。）に適合するよう維持します。

### 第68条（利用契約者の切分責任）

- 1 利用契約者は、受信専用設備及び自営端末設備を当社の定める技術条件等に適合するよう維持していただきます。
- 2 利用契約者は、Vドライブ110サービスを利用することができなくなった場合、受信専用設備及び自営端末設備に故障がないことを確認の上、当社に復旧の請求をしていただきます。
- 3 当社は、前項の利用契約者による請求の後、そのVドライブ110サービスの提供に係るトランスポンダ、SKG及びNOCの試験を行い、その結果を利用契約者にお知らせします。
- 4 当社は、前項の試験によりそのVドライブ110サービスの提供に係るトランスポンダ、SKG及びNOCに故障がないと判定した場合において、利用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、Vドライブ110サービスを利用できない原因が当社以外の責任であったときは、利用契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第69条（利用回線の修理又は復旧の順位）

1 当社は、Vドライブ110サービスに係る電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理又は復旧することができないときは、第50条（回線の利用の制限）の規定により、優先的に取扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその利用回線を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の利用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する利用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社等の機関に設置されるもの 金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

2 前項の規定に基づく利用回線の修理又は復旧の順位が同一のときは、次の各号の順序に従って、修理又は復旧します。

- (1) 利用開始日の早い順序
- (2) 利用開始日が同一のときは、利用契約締結の早い順序
- (3) 利用契約締結が同一のときは、利用申込の早い順序

## 第9章 損害賠償

### 第70条（責任の範囲）

- 1 当社は、第38条（Vドライブ110サービスの利用開始日）の規定に基づくVドライブ110サービスの利用開始日以降Vドライブ110サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりVドライブ110サービスの提供をしなかったときは、Vドライブ110サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続したときに限り、Vドライブ110サービスの提供ができなかった時間に対応して、利用契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、Vドライブ110サービスの提供ができなかった時間（12時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該Vドライブ110サービスに係る回線利用料を利用契約者の被った損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりVドライブ110サービスの提供をしなかったときは、第2項の規定は適用しません。
- 4 第27条（トランスポンダ障害等に伴う利用契約の変更）の規定に基づき利用契約の変更を行う場合であって、第1項に該当するときは、Vドライブ110サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から同条の規定に基づき利用契約者が当社から利用契約の変更の通知を受領した時刻までの期間に限り第1項、第2項を準用して利用契約者の損害を賠償します。

### 第71条（免責）

当社は、Vドライブ110サービスの提供の開始が、利用契約に定めた利用開始予定日より遅れた場合であっても、利用契約者の被る損害の賠償請求には応じません。

## 第10章 その他の提供条件

### 第72条（通信の秘密保護）

当社は、通信の秘密保護のために限定受信システムを使用して、Vドライブ110サービスを利用して伝送する符号を利用契約者（第75条（他人に利用させる場合の利用契約者の義務）の規定に基づきVドライブ110サービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。）以外の者が傍受できない措置をとります。

### 第73条（スマートカードの配布等）

1 当社は、前条（通信の秘密保護）の規定に基づく限定受信システムの使用に関して、利用契約者に受信専用設備に挿入するスマートカードを配布します。

利用契約者は、当社が配布するスマートカードの枚数に基づき、料金表に定めるスマートカード発行手数料を支払っていただきます。

2 当社は、第79条（資料の提出）に基づき利用契約者に提出いただく受信専用設備に関する書面に規定された利用契約者の受信専用設備の台数と同数のスマートカードを利用契約者に配布します。利用契約者は、当社に提出した受信局管理シートに規定されるとおりの組み合わせで受信専用設備にスマートカードを挿入していただきます。受信局管理シートに規定される以外の組み合わせでスマートカードを利用することはできません。

3 利用契約者はスマートカードを善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

4 利用契約者は、スマートカードを他に転売、貸与、譲渡することはできません。

5 利用契約者は、スマートカードを故障、滅失、または紛失した場合は、当社所定の書面にて当社に遅滞なく通知していただきます。当社はこの書面を受理した後、できるだけ速やかにスマートカードを利用契約者に再発行します。この場合当社が無償と認定した場合を除き、利用契約者は、当社に料金表に定めるスマートカード再発行費用を支払っていただきます。

6 利用契約者は、利用契約を解除する場合、利用契約の解除の日から14日経過する日までに当社にスマートカードを返送していただきます。スマートカードの返送は、利用契約者の責任と負担において行っていただきます。

本項に定める期間までにスマートカードの返済がない場合は、利用契約者は、当社に料金表に定めるスマートカード紛失・破損料金を支払っていただきます。

7 利用契約者は、ID登録を削除する場合、当社が認める場合を除きID登録の削除の日から14日経過する日までに当社にスマートカードを返送していただきます。スマートカードの返送は、利用契約者の責任と負担において行っていただきます。

本項に定める期間までにスマートカードの返済がない場合は、利用契約者は、当社に料金表に定めるスマートカード紛失・破損料金を支払っていただきます。

8 利用契約者は、故障したスマートカードを利用契約者の責任と負担において当社に返送していただきます。

9 当社は、当社に故意または重大な過失のある場合を除きスマートカードの使用に関して発生する利用契約者の損害について、一切の責任を負いません。

### 第74条（電波干渉対策に要する工事等）

当社は、Vドライブ110サービスの提供にあたって、受信のための電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策が必要と当社が認めるときは、当社が指定する期日までに、受信のための電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を、利用契約者の責任及び負担において実施していただきます。

#### 第75条（他人に利用させる場合の利用契約者の義務）

- 1 利用契約者は、Vドライブ110サービスを利用契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届け出ていただきます。また、その利用者を変更するときもあらかじめ当社に届け出ていただきます。
- 2 利用契約者は、Vドライブ110サービスを利用契約者以外の者に利用させる場合は、この約款に基づく利用契約者の義務をその利用者にも厳守させ、またその利用者がVドライブ110サービスの利用に関してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

#### 第76条（電話回線等の提供）

Vドライブ110サービスの提供を受けるために必要とする、NOC等へのアクセスに利用する電話回線及び当社の指定する通信手段については、利用契約者の責任と費用により、調達し、据付けていただきます。

#### 第77条（受信専用設備の設置場所の提供）

受信専用設備を設置するために必要な場所及び施設は、利用契約者に提供していただきます。

#### 第78条（電気の供給）

受信専用設備に必要な電気は、利用契約者に提供していただきます。

#### 第79条（資料の提出）

- 1 利用契約者は、受信専用設備に関し、当社が事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたっては、その受信専用設備に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。
- 2 利用契約者は、利用期間中毎月月末、受信専用設備に関する所定の書面を当社に提出していただきます。

#### 第80条（IPアドレス数）

利用契約者が、IP型を利用する場合、利用するマルチキャストのIPアドレスの数は、6を上限とします。

#### 第81条（技術資料の閲覧）

当社は、Vドライブ110サービスを利用するうえで参考となる技術資料を、当社の指定する場所において閲覧に供します。

別表1 トランスポンダ技術仕様

トランスポンダの性能は、次のとおりとします。

区 分	トランスポンダの性能		
	トランスポンダが飽和したときの等価等方輻射電力 (EIRP)	トランスポンダを飽和させるために必要な電力束密度 (SFD)	人工衛星のアンテナの受信利得とシステム雑音温度比 (G/T)
Kuバンド	54 dBW以上	-91 dBW/m <sup>2</sup> 以下	6 dB/K以上
備考(1) トランスポンダの性能の測定は、当社の茨城衛星管制局において、当社の設備を使用して行います。 (2) EIRPとSFDの測定は単一の搬送波を使用して行います。 (3) SFDの測定はトランスポンダの利得を最大に設定して行います。			

附則

(実施期日)

この約款は、平成15年4月15日より実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年6月5日より実施します。

附則

この改正規定は、平成19年8月18日より実施します。

---

資料名 Vドライブ110サービス料金表

平成 15年 4月 15日	第1版
平成 15年 6月 5日	第2版
平成 19年 8月 18日	第3版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL :03-5571-7770

---